

# BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ (2021年9月13日改定)

新サービスの開始等に合わせて、以下の通り、BizSTATION関連利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、BizSTATIONホームページの「ご利用規定」ページ (<https://bizstation.bk.mufg.jp/service/riyokutei.html>) よりご確認ください。

改定日 2021年9月13日 (月)

## 改定対象利用規定および改定内容

### ■ BizSTATION 利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2020年2月9日最終改定)
2	第1条 BizSTATION	7. 当行が代表口座お届出印と、書面による申込、届出、依頼、通知等に押印された印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうへは、申込、届出、依頼、通知等に偽造、変造その他事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	7. 当行が代表口座お届出印と、書面による申込、届出、依頼、通知等に押印された印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうへは、申込、届出、依頼、通知等に偽造、変造その他事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
3	第2条 利用申込	2. 当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾するときは、利用申込者に対し、取引時にお客さま本人であることを確認するために必要な契約者番号等を記載した本サービスのご利用開始に必要な説明書類(以下「説明書類」といいます。)をご送付します。承諾通知および説明書類のご送付先は、利用申込者の届出住所(代表口座として届け出た口座の登録住所をいいます。以下同じです。)によるものとします。ただし、当行は、利用申込者のお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、本サービスのお申込を承諾しないことがあります。	2. 当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾するときは、利用申込者に対し、取引時にお客さま本人であることを確認するために必要な契約者番号等を記載した本サービスのご利用開始に必要な説明書類(以下「説明書類」といいます。)をご送付します。承諾通知および説明書類のご送付先は、利用申込者の届出住所によるものとします。ただし、当行は、利用申込者のお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、本サービスのお申込を承諾しないことがあります。
4	第2条 利用申込	4. 本サービスの利用を申込みされる以前に別途すでに本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第19条第5項(当行からの解約)に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められる場合、またはお客さまが第19条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合には、当行は、本サービスの利用の申込を、当該申込が同一代表口座のものであるか否かにかかわらず、承諾しない(または承諾を撤回する)ことができるものとします。	4. 本サービスの利用を申込みされる以前に別途既に本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第19条第5項(当行からの解約)に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められる場合、またはお客さまが第19条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合には、当行は、本サービスの利用の申込を、当該申込が同一代表口座のものであるか否かにかかわらず、承諾しない(または承諾を撤回する)ことができるものとします。
5	第2条 利用申込	5. 利用申込者は、当行ウェブサイトに記載された最新の動作環境においてBizSTATIONをパーソナルコンピュータで利用するための当行所定のOS(WindowsOSまたはmacOS。以下「利用OS」といいます。)を選択するものとします。ただし、一度選択した利用OSの変更はできないものとします。	5. 利用申込者は、当行ウェブサイトに記載された最新の動作環境においてBizSTATIONを利用するための当行所定のOS(WindowsOSまたはmacOS。以下「利用OS」といいます。)を選択するものとします。ただし、一度選択した利用OSの変更はできないものとします。
6	第3条の2 個人情報	3. 当行は提供のあった個人情報については、ご本人の同意を得た上で当行に提供されたものとして取り扱います。	3. 当行は提供のあった個人情報については、ご本人の同意を得た上で当行に提供されたものとして取り扱います。
7	第4条 本人確認 1. WindowsOS	(5)当行が前号の方法に従って本人確認をして取引したうへは、契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワード、電子証明書および秘密鍵につき不正使用その他の事故があつても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワード、電子証明書および秘密鍵は、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、電子証明書および秘密鍵をインストールした端末の廃棄・譲渡等電子証明書および秘密鍵の管理ができなくなる場合は必ず削除を行ってください。	(5)当行が前号の方法に従って本人確認をして取引したうへは、契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワード、電子証明書および秘密鍵につき不正使用その他の事故があつても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワード、電子証明書および秘密鍵は、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、電子証明書および秘密鍵をインストールした端末の廃棄・譲渡等電子証明書および秘密鍵の管理ができなくなる場合は必ず削除を行ってください。
8	第4条 本人確認 1. WindowsOS	(6)ログインパスワードまたは取引実行パスワードを変更する場合は、当行所定の手続により届け出てください。	(6)お客さまがログインパスワードまたは取引実行パスワードを変更される場合には当行所定の手続により届け出てください。
9	第4条 本人確認 1. WindowsOS	(7)サービス管理責任者がご自身の利用者ID・ログインパスワード・取引実行パスワードを失念、紛失、盗難に遭った場合、またはサービス管理責任者用の利用者IDによる本サービスの不正使用もしくは不正送金が発生した可能性が高いと判断される場合は、すみやかに当行所定の手続により当行に届け出てください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。登録利用者ID・ログインパスワード・取引実行パスワードを失念、紛失、盗難に遭った場合は、サービス管理責任者にてご対応ください。	(7)お客さまが、①契約者番号、または②サービス管理責任者用の利用者ID・ログインパスワード・取引実行パスワードを失念、紛失、盗難に遭った場合、または前記①、②の不正使用もしくは不正送金が発生した可能性が高いと判断される場合には、すみやかに当行所定の手続により当行に届け出てください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。お客さまが、登録利用者用の利用者ID・ログインパスワード・取引実行パスワードを失念、紛失、盗難に遭った場合には、お客さまのサービス管理責任者にてご対応ください。
10	第4条 本人確認 1. WindowsOS	(8)サービス管理責任者がご自身の電子証明書を破損、紛失、盗難に遭った場合は、すみやかにご本人から当行所定の手続により当行に届け出ると共に、電子証明書の再発行を受けてください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。登録利用者が電子証明書を破損、紛失、盗難に遭った場合は、サービス管理責任者にてご対応ください。	(8)お客さまが、サービス管理責任者用の電子証明書を紛失した場合、盗難された場合、または破損した場合は、すみやかにお客さまご本人から当行所定の手続により当行に届け出ると共に、電子証明書の再発行を受けてください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。登録利用者用の電子証明書を紛失した場合、盗難された場合、または破損した場合には、お客さまのサービス管理責任者にてご対応ください。
11	第4条 本人確認 1. WindowsOS	(9)本サービスの利用について届出と異なるログインパスワードまたは取引実行パスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該パスワードの利用を停止します。サービス管理責任者がご自身の当該パスワードの利用を再開する場合は、ご本人から当行所定の手続により届け出てください。登録利用者が当該パスワードの利用を再開する場合は、サービス管理責任者にてご対応ください。	(9)本サービスの利用について届出と異なるログインパスワードまたは取引実行パスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該パスワードの利用を停止します。当該パスワードの利用を再開するには、登録利用者の場合はサービス管理責任者に、サービス管理責任者の場合は当行に連絡のうえ所定の手続をとってください。

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2021年9月13日改定）

項番	掲載箇所	改定後	改定前
12	第4条 本人確認 2. macOS	(4) 当行が前号の方法に従って本人確認をして取引したうちは、契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワードにつき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱ふものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワードは、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。	(4) 当行が前号の方法に従って本人確認をして取引したうちは、契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワードにつき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱ふものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワードは、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
13	第4条 本人確認 2. macOS	(5) ログインパスワードまたは取引実行パスワードを変更する場合は、当行所定の手続により届け出てください。	(5) <u>お客さまがログインパスワードまたは取引実行パスワードを変更される場合には</u> 当行所定の手続により届け出てください。
14	第4条 本人確認 2. macOS	(6) サービス管理責任者がご自身の利用者ID・ログインパスワード・取引実行パスワードを失念、紛失、盗難に遭った場合、またはサービス管理責任者用の利用者IDによる本サービスの不正使用もしくは不正送金が発生した可能性が高いと判断される場合は、すみやかに当行所定の手続により当行に届け出てください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。登録利用者ご自身の利用者ID・ログインパスワード・取引実行パスワードを失念、紛失、盗難に遭った場合は、サービス管理責任者にてご対応ください。	(6) <u>お客さまが、①契約者番号、または②サービス管理責任者用の利用者ID・ログインパスワード・取引実行パスワードを失念、紛失、盗難に遭った場合、または前記①、②の不正使用もしくは不正送金が発生した可能性が高いと判断される場合には</u> 、すみやかに当行所定の手続により当行に届け出てください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。 <u>お客さまが、登録利用者用の利用者ID・ログインパスワード・取引実行パスワードを失念、紛失、盗難に遭った場合には、お客さまのサービス管理責任者にてご対応ください。</u>
15	第4条 本人確認 2. macOS	(7) 本サービスの利用について届出と異なるログインパスワードまたは取引実行パスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該パスワードの利用を停止します。サービス管理責任者がご自身の当該パスワードの利用を再開する場合は、ご本人から当行所定の手続により届け出てください。登録利用者が当該パスワードの利用を再開する場合は、サービス管理責任者にてご対応ください。	(7) 本サービスの利用について届出と異なるログインパスワードまたは取引実行パスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該パスワードの利用を停止します。当該パスワードの利用を再開するには、 <u>登録利用者</u> の場合はサービス管理責任者に、サービス管理責任者の場合は当行に連絡のうえ所定の手続をとってください。
16	第6条 取引の依頼 2. サービス指定口座の届出	(5) 「サービス指定口座」を追加・削除する場合は、「BizSTATION サービス指定口座 [追加・削除] 依頼書」により届け出るものとします。ただし、資金移動取引において引落口座（振替の場合は入金口座も含む）として指定した後で当該サービス指定口座を削除した場合にも、当行はその指定を有効なものとして取り扱ふものとします。	(5) 「サービス指定口座」を追加・削除する場合は、「BizSTATION サービス指定口座 [追加・削除] 依頼書」により届け出るものとします。ただし、資金移動取引において引落口座（振替の場合は入金口座も含む）として指定した後で当該サービス指定口座を削除した場合にも、当行はその指定を有効なものとして取り扱ふものとします。
17	第6条 取引の依頼 4. サービス指定口座からの支払の実施等	(5) <u>前号の規定に関わらず、「総合振込」取引、「給与賞与振込」取引の内国為替手数料の引落方法は、当行所定の承認締切日における届出内容に従って当該取引を処理するものとします。</u>	(条項追加)
18	第7条 振替取引 1. 内容	本サービスによる「サービス指定口座」間の資金移動取引を当行は「振替」として取り扱います。「振替」取引には、振込手数料はかかりません。ただし、お客さまが画面上「振替」メニューを指定せずに当行に対して資金移動取引の依頼を行った場合には、当該資金移動取引は「振込」取引とみなします。「振込」扱いとなった場合は、当行所定の振込手数料および消費税が必要となります。振込手数料および消費税の支払は、第1条第4項第2号に従い、一括または都度引落口座から自動的に引落す方法によります。この場合、当該取引の依頼時における振込手数料体系が適用されます。	本サービスによる「サービス指定口座」間の資金移動取引を当行は「振替」として取り扱います。「振替」取引には、振込手数料はかかりません。ただし、お客さまが画面上「振替」メニューを指定せずに当行に対して資金移動取引の依頼を行った場合には、当該資金移動取引は「振込」取引とみなします。「振込」扱いとなった場合は、当行所定の振込手数料および消費税が必要となります。振込手数料および消費税の支払は、第1条第4項第2号に従い、一括または都度引落口座から自動的に引落す方法によります。この場合、当該取引の依頼時における振込手数料体系が適用されます。
19	第8条 振込取引 1. 内容	本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより、①事前に「振込先口座」（以下、「振替」を除く資金移動取引において、資金の入金先として指定する口座を「振込先口座」といいます。）として登録いただいている当行または他の金融機関の国内本支店の口座、または②事前に登録のない当行または他の金融機関の国内本支店の口座のいずれかをお客さまが「振込先口座」と指定し、その「振込先口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振込」として取り扱います（以下、事前に登録されている「振込先口座」への振込を「事前登録方式」、事前に登録のない口座への「振込」を「都度指定方式」といいます。）。なお、「振込」の実施にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。ただし、振込手数料および消費税の支払は、第1条第4項第2号に従い、一括または都度引落口座から自動的に引落す方法によります。この場合、当該取引の依頼時における振込手数料体系が適用されます。また振込先口座は、振込先の金融機関の合併等があった場合や、お振込先のご都合により口座名が変更された場合等に、お客さまからの届出なしに当行が変更することがあります。	本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより、①事前に「振込先口座」（以下、「振替」を除く資金移動取引において、資金の入金先として指定する口座を「振込先口座」といいます。）として登録いただいている当行または他の金融機関の国内本支店の口座、または②事前に登録のない当行または他の金融機関の国内本支店の口座のいずれかをお客さまが「振込先口座」と指定し、その「振込先口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振込」として取り扱います（以下、事前に登録されている「振込先口座」への振込を「事前登録方式」、事前に登録のない口座への「振込」を「都度指定方式」といいます。）。なお、「振込」の実施にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。ただし、振込手数料および消費税の支払は、第1条第4項第2号に従い、一括または都度引落口座から自動的に引落す方法によります。この場合、当該取引の依頼時における振込手数料体系が適用されます。また振込先口座は、振込先の金融機関の合併等があった場合や、お振込先のご都合により口座名が変更された場合等に、お客さまからの届出なしに当行が変更することがあります。
20	第9条 総合振込・給与賞与振込取引 1. 内容	(3) 「総合振込」および「給与賞与振込」取引については、 <u>当行所定の承認締切日</u> における振込手数料体系が適用されるものとします。また振込先口座は、振込先の金融機関の合併等があった場合等に、お客さまからの届出なしに当行が変更することがあります。	(3) 「総合振込」および「給与賞与振込」取引については、 <u>第6条第3項の定める依頼内容の確定時点</u> における振込手数料体系が適用されるものとします。また振込先口座は、振込先の金融機関の合併等があった場合等に、お客さまからの届出なしに当行が変更することがあります。
21	第10条 振込取引における依頼内容の訂正・組戻し	1. 本規定の第6条第3項により、振込の依頼内容が確定した後（その依頼内容を変更する場合（以下「訂正」といいます。）、またはその依頼を取消する場合（以下「組戻し」といいます。）には、当該取引の引落口座がある当行本支店の窓口において、訂正依頼書（依頼内容を変更する場合）または組戻し依頼書（依頼内容を取り止める場合）に、当該取引の引落口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。なお、第8条および第9条の振込手数料および消費税は返却いたしません。また訂正・組戻しについては、当行所定の訂正組戻手数料および消費税をいただきます。訂正組戻手数料および消費税の支払は、第1条第4項第2号に従い、一括または都度引落口座から自動的に引落すことができるものとします。 <u>なお、振込の依頼内容が確定する前に訂正・組戻しを行うことはできませんので、画面上から変更または取消を行ってください。</u>	1. 本規定の第6条第3項により、振込の依頼内容が確定した後（その依頼内容を変更する場合（以下「訂正」といいます。）、またはその依頼を取り止める場合（以下「組戻し」といいます。）には、当該取引の引落口座がある当行本支店の窓口において、訂正依頼書（依頼内容を変更する場合）または組戻し依頼書（依頼内容を取り止める場合）に、当該取引の引落口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。なお、第8条および第9条の振込手数料および消費税は返却いたしません。また訂正・組戻しについては、当行所定の訂正組戻手数料および消費税をいただきます。訂正組戻手数料および消費税の支払は、第1条第4項第2号に従い、一括または都度引落口座から自動的に引落すことができるものとします。



BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2021年9月13日改定）

項番	掲載箇所	改定後	改定前
22	第10条 振込取引における依頼内容の訂正・組戻し	5. 当行が、訂正依頼書または組戻依頼書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて <b>取り扱った</b> うへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。	5. 当行が、訂正依頼書または組戻依頼書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて <b>取扱った</b> うへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
23	第11条 特別徴収地方税納入取引	2. 特別徴収地方税納入取引における依頼内容の変更・取消本規定の第6条第3項により、特別徴収地方税納入の依頼内容が確定した後は、その依頼内容の変更および取消はできません。取消・金額減額の場合はお客さまより地方公共団体 <b>あて</b> 還付請求を行ってください。金額増額の場合は追加分を銀行窓口等で納入してください。	2. 特別徴収地方税納入取引における依頼内容の変更・取消本規定の第6条第3項により、特別徴収地方税納入の依頼内容が確定した後は、その依頼内容の変更および取消はできません。取消・金額減額の場合はお客さまより地方公共団体 <b>宛</b> 還付請求を行ってください。金額増額の場合は追加分を銀行窓口等で納入してください。
24	第12条 「総合／給与振込サービス」 2. 総合／給与振込サービスの利用申込	(2) <b>すでに</b> 本サービスを利用されているお客さまは、本サービスのウェブサイトからも「総合／給与振込サービス」の申込が可能となります。ウェブサイトからのお申込については、お客さまは、サービス管理責任者が取引実行パスワードを使用して「総合／給与振込サービス」の申込がなされた場合、お客さまが当該「総合／給与振込サービス」の申込をしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者の取引実行パスワードを使用した申込であることを相当の注意をもって確認して <b>取り扱った</b> うへは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。	(2) <b>既に</b> 本サービスを利用されているお客さまは、本サービスのウェブサイトからも「総合／給与振込サービス」の申込が可能となります。ウェブサイトからのお申込については、お客さまは、サービス管理責任者が取引実行パスワードを使用して「総合／給与振込サービス」の申込がなされた場合、お客さまが当該「総合／給与振込サービス」の申込をしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者の取引実行パスワードを使用した申込であることを相当の注意をもって確認して <b>取扱った</b> うへは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。
25	第12条の2 税金・各種料金の払込取引 3. 利用時間	(1)「税金・各種料金払込」サービスの利用時間は、原則として当行所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更等により、当行所定の時間内であっても <b>取り扱い</b> ができない場合があります。	(1)「税金・各種料金払込」サービスの利用時間は、原則として当行所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更等により、当行所定の時間内であっても <b>取扱</b> いできない場合があります。
26	第12条の2 税金・各種料金の払込取引 3. 利用時間	(2)当行所定の利用時間内であっても、払込依頼に対して当行が収納機関に内容を確認する等の際に当行所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、当該払込依頼をお <b>取り扱い</b> できない場合があります。	(2)当行所定の利用時間内であっても、払込依頼に対して当行が収納機関に内容を確認する等の際に当行所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、当該払込依頼をお <b>取扱</b> いできない場合があります。
27	第13条 照会取引 1. 内容	(2)当行は振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合は、 <b>すでに</b> 提供した情報について変更または取消を行うことがあります。この場合最終的な取引内容については、通帳・照合表・計算書等により確認してください。	(2)当行は振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合は、 <b>既に</b> 提供した情報について変更または取消を行うことがあります。この場合最終的な取引内容については、通帳・照合表・計算書等により確認してください。
28	第16条 取引内容の確認等 2. 取引の記録	本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして <b>取り扱</b> います。	本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして <b>取扱</b> います。
29	第18条 免責事項等	1. 次の各号の事由により本サービスおよびでんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品サービスの <b>取り扱い</b> に遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。	1. 次の各号の事由により本サービスおよびでんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品サービスの <b>取扱</b> いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
30	第19条 解約等 5. 当行からの解約	お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。 (1)支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき (2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき (3)住所変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき (4)当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき (5)1年以上にわたり本サービスの利用がないとき (6)相続の開始があったとき (7)本サービスの利用を申込みされる以前に別途 <b>すでに</b> 本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第19条第5項（当行からの解約）に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められるとき (8)法令等（マネー・ロンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます）に違反し、または犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があるとき	お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。 (1)支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき (2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき (3)住所変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき (4)当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき (5)1年以上にわたり本サービスの利用がないとき (6)相続の開始があったとき (7)本サービスの利用を申込みされる以前に別途 <b>既に</b> 本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第19条第5項（当行からの解約）に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められるとき (8)法令等（マネー・ロンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます）に違反し、または犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があるとき
31	第19条 解約等	7. 本サービスの契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。また、本サービスの解約にともない、でんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品・サービスの <b>取り扱い</b> に支障、不能等が生じた場合でも、当行は責任を負いません。お客さまは、本サービスを解約するにあたり、当該解約がでんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品・サービスに与える影響を事前に確認するものとします。	7. 本サービスの契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。また、本サービスの解約にともない、でんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品・サービスの <b>取扱</b> いに支障、不能等が生じた場合でも、当行は責任を負いません。お客さまは、本サービスを解約するにあたり、当該解約がでんさいSTATION、電手決済サービスその他本サービスを經由する他商品・サービスに与える影響を事前に確認するものとします。
32	第21条 本サービス内容または本規定の変更	1. 当行は、本サービスまたは本規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	1. 当行は、本サービスまたは本規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取扱</b> うこととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。</b> かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
33	第30条 補則（その5）	2. 当行は、お客さまより届出のあった日本国内の住所 <b>あて</b> に、当行所定数のOTPカードを送付するものとし、お客さまは、OTPカード利用規定に従い、OTPカードを利用・管理するものとします。ただし、当行は、当行所定のお客さまについては、OTPカードを送付しないものとします。	2. 当行は、お客さまより届出のあった日本国内の住所 <b>宛て</b> に、当行所定数のOTPカードを送付するものとし、お客さまは、OTPカード利用規定に従い、OTPカードを利用・管理するものとします。ただし、当行は、当行所定のお客さまについては、OTPカードを送付しないものとします。

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2021年9月13日改定）

項番	掲載箇所	改定後	改定前
34	第31条 補則（その6）	第30条にかかわらず、お客さまは、令和3年9月13日以降、BizSTATION スマートフォンアプリ利用規定（以下「スマホアプリ利用規定」といいます。）に従い、第30条に記載のOTPカードの代わりに当行の提供するスマートフォンアプリ「三菱UFJ銀行 BizSTATION」を利用することが可能です。スマートフォンアプリを利用する場合には、お客さまは、本サービスのうち当行所定のサービスの利用にあたり、第4条その他の規定に基づく本人確認に加え、スマホアプリ利用規定に従い、ログインおよび取引承認その他当行所定の手続き時の本人確認を実施するものとします。ただし、契約内容によってはスマートフォンアプリをご利用いただけません。	（条項追加）

■ BizSTATION ワンタイムパスワードカード利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	（2021年9月13日最終改定）	（2019年9月15日最終改定）
2	第1条 ワンタイムパスワードカード	1. ワンタイムパスワードカード（以下「OTP カード」といいます。）とは、ログインする際や振込等のお取引を執行または承認する際等に使用する当行が貸与するカード型の機器で、ご利用のたびに異なるパスワード（ワンタイムパスワード）を表示するもののことをいいます。	ワンタイムパスワードカード（以下「OTP カード」といいます。）とは、ログインする際や振込等のお取引を執行または承認する際等に使用する当行が貸与するカード型の機器で、ご利用のたびに異なるパスワード（ワンタイムパスワード）を表示するもののことをいいます。
3	第1条 ワンタイムパスワードカード	2. お客さまはワンタイムパスワードの利用のため、利用者IDごとにOTPカードもしくはBizSTATIONスマートフォンアプリ利用規定に定めるスマートフォンアプリ「三菱UFJ銀行 BizSTATION」を利用するスマートフォン（以下「スマートフォン」といいます。）をワンタイムパスワード機器（以下「OTP 機器」といいます。）として選択しますが、OTPカードとスマートフォンの両方を利用することはできず、そのどちらか一方のみを利用できるものとします。ただし、契約内容によっては、OTPカードのみの利用に限ります。	（条項追加）
4	第1条 ワンタイムパスワードカード	3. 当行所定の方法でお届けいただくことで、OTP機器をOTPカードからスマートフォンへ、またはスマートフォンからOTPカードへ切り替えることが可能です。OTPカードへの切替の場合、BizSTATION 利用規定（以下「Biz 利用規定」といいます。）第30条に準じ、お客さまにOTPカードを送付します。当行所定の切替期間中は切替前のOTP機器が引き続き利用可能ですが、かかる切替期間が終了すると切替前のOTP機器は失効します。また、切替期間経過後は切替後のOTP機器の利用登録を行わないとBizSTATION（BizSTATION Light を含み、以下「Biz」といいます。）をご利用いただけなくなります。	（条項追加）
5	第2条 利用	1. 当行は、Bizをご利用のお客さま（以下「お客さま」といいます。）の届出のあった日本国内の住所（代表口座として届け出た口座の登録住所をいいます。以下同じです。）あてに当行所定数のOTPカードを、貸与のため、送付するものとします。	1. 当行は、BizSTATION（BizSTATION Lightを含み、以下「Biz」といいます。）をご利用のお客さま（以下「お客さま」といいます。）の届出のあった日本国内の住所宛てに当行所定数のOTPカードを、貸与のため、送付するものとします。
6	第2条 利用	2. OTP カードの利用にあたっては、BizSTATION ワンタイムパスワードカード利用規定（以下「OTP カード利用規定」といいます。）、Biz 利用規定、BizSTATION Light 利用規定（以下、同規定とBiz 利用規定を総称して、「Biz 利用規定等」といいます。）、およびその他関連する規定を適用するものとします。なお、OTP カード利用規定と同規定以外の他の関連規定が抵触する場合にはOTP カード利用規定が優先されるものとします。	2. OTP カードの利用にあたっては、BizSTATION ワンタイムパスワードカード利用規定（以下「OTP カード利用規定」といいます。）、BizSTATION 利用規定（以下「Biz 利用規定」といいます。）、BizSTATION Light 利用規定（以下、同規定とBiz 利用規定を総称して、「Biz 利用規定等」といいます。）、およびその他関連する規定を適用するものとします。なお、OTP カード利用規定と同規定以外の他の関連規定が抵触する場合にはOTP カード利用規定が優先されるものとします。
7	第4条 サービス管理責任者の変更および登録利用者の追加・変更等	1. 当行は、Biz 利用規定第3条その他の規定に定めるサービス管理責任者（以下「サービス管理責任者」といいます。）が変更された場合には、当該変更後のサービス管理責任者が新規に登録された利用者かつOTP機器としてOTPカードを利用する場合に限り、第2条に準じ、お客さまに当該変更後のサービス管理責任者にかかるOTP カードを送付するものとします。	1. 当行は、Biz 利用規定第3条その他の規定に定めるサービス管理責任者（以下「サービス管理責任者」といいます。）が変更された場合には、当該変更後のサービス管理責任者が新規に登録された利用者である場合、第2条に準じ、お客さまに当該変更後のサービス管理責任者にかかるOTP カードを送付するものとします。
8	第4条 サービス管理責任者の変更および登録利用者の追加・変更等	2. 当行は、Biz 利用規定第3条その他の規定に定める登録利用者（以下「登録利用者」といいます。）が追加された場合において、登録利用者がOTP機器としてOTPカードを利用する場合には、第2条に準じ、お客さまに当該登録利用者にかかるOTPカードを送付するものとします。	2. 当行は、Biz 利用規定第3条その他の規定に定める登録利用者（以下「登録利用者」といいます。）が追加された場合には、第2条に準じ、お客さまに当該登録利用者にかかるOTPカードを送付するものとします。
9	第6条 OTPカードの失効	1. 当行は、お客さまの届出住所等にOTPカードの失効の通知を行うことで、当行の都合により、OTPカードを失効することができるものとします。なお、当行がOTPカードの失効の通知を届出住所等に宛てて発信したにもかかわらず、その通知が延着したまたは到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。	1. 当行は、お客さまの届出住所等にOTPカードの失効の通知を行うことで、当行の都合により、OTPカードを失効することができるものとします。なお、当行がOTPカードの失効の通知を届出住所等に宛てて発信したにもかかわらず、その通知が延着したまたは到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
10	第9条 OTPカードの仕様およびOTPカード利用規定の変更	当行はOTPカードの仕様およびOTPカード利用規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。	当行はOTPカードの仕様およびOTPカード利用規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更によりお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

## BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ (2021年9月13日改定)

### ■ BizSTATION 24時間サービス利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2018年11月11日最終改定)
2	第3条 利用申込・サービスの取止め	2. <b>すでに</b> Bizを契約されているお客さまは、BizのウェブサイトからBiz 24時間サービスの申し込みが可能です。ウェブサイトからの申し込みについては、お客さまは、サービス管理責任者がOTP機器 (BizSTATIONワンタイムパスワードカード利用規定に定めるOTPカードまたはBizSTATIONスマートフォンアプリ利用規定に定めるスマートフォンアプリ「三菱UFJ銀行 BizSTATION」) を利用するスマートフォンを指します。(以下同じです。) を使用してBiz 24時間サービスの申し込みがなされた場合、お客さま本人がBiz 24時間サービスの申し込みをしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者のOTP機器を使用した申し込みであることを相当の注意をもって確認して取り扱ったうえは使用機器等の不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。	2. <b>既に</b> Bizを契約されているお客さまは、BizのウェブサイトからBiz 24時間サービスの申し込みが可能です。ウェブサイトからの申し込みについては、お客さまは、サービス管理責任者がOTPカード (同利用規定に定める意味により) (以下同じです) を使用してBiz 24時間サービスの申し込みがなされた場合、お客さま本人がBiz 24時間サービスの申し込みをしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者のOTPカードを使用した申し込みであることを相当の注意をもって確認して取り扱ったうえは使用機器等の不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。
3	第3条 利用申込・サービスの取止め	4. BizSTATION ワンタイムパスワードカード利用規定に基づきOTPカードの登録を済ませていないお客さま <b>および</b> BizSTATIONスマートフォンアプリ利用規定に基づきスマートフォンアプリの利用登録を済ませていないお客さま (以下 <b>あわせて</b> 「未登録のお客さま」といいます) は、Biz 24時間サービスを申し込みいただくことができません。	4. BizSTATION ワンタイムパスワードカード利用規定に基づきOTPカードの登録を済ませていないお客さま (以下「未登録のお客さま」といいます) は、Biz 24時間サービスを申し込みいただくことができません。
4	第3条 利用申込・サービスの取止め	5. 未登録のお客さまであることが判明した場合、その他の理由によりお客さまにおいてOTP機器を利用しない場合には、Biz 24時間サービスを利用することができないものとします。この場合には、当行は、なんらの催告なくして、Biz 24時間サービスの契約を解約することができるものとします。	5. 未登録のお客さまであることが判明した場合、その他の理由によりお客さまにおいてOTPカードを利用しない場合には、Biz 24時間サービスを利用することができないものとします。この場合には、当行は、なんらの催告なくして、Biz 24時間サービスの契約を解約することができるものとします。
5	第7条 サービス内容または規定の変更	1. 当行はBiz 24時間サービスまたはBiz 24時間サービス規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	1. 当行はBiz 24時間サービスまたはBiz 24時間サービス規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。</b> かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

### ■ 給与振込取扱規定 (BizSTATION)

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2019年9月15日最終改定)
2	第7条 手数料	給与振込の事務 <b>取り扱い</b> にあたっては、当行所定の手数料および消費税をいただきます。(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。) 手数料および消費税は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手などで、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。	給与振込の事務 <b>取扱</b> いにあたっては、当行所定の手数料および消費税をいただきます。(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。) 手数料および消費税は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手などで、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。
3	第8条 規定の変更	当行は、本サービスまたは本規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	当行は、本サービスまたは本規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取扱</b> うこととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。</b> かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

### ■ BizSTATION 振込送金組戻し・訂正サービス利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2014年1月14日最終改定)
2	第11条 サービス内容または規定の変更	当行はBiz 組戻し・訂正サービスまたはBiz 組戻し・訂正サービス規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	当行はBiz 組戻し・訂正サービスまたはBiz 組戻し・訂正サービス規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取扱</b> うこととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。</b> かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

### ■ BizSTATION 取引通知サービス利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2014年1月14日最終改定)
2	第4条 利用申込・サービスの取止め	2. <b>すでに</b> BizSTATIONを契約されているお客さまは、BizSTATIONのウェブサイトからもBiz取引通知サービスの申込 (Biz取引通知サービスのサービス提供を受けるサービス指定口座の届け出も含まれます) が可能となります。ウェブサイトからの申込については、お客さまは、サービス管理責任者により取引実行パスワードを使用してBiz取引通知サービスの申込がなされた場合、お客さま本人がBiz取引通知サービスの申込をしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者の取引実行パスワードを使用した申込であることを相当の注意をもって確認して <b>取り扱った</b> うえは使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。	2. <b>既に</b> BizSTATIONを契約されているお客さまは、BizSTATIONのウェブサイトからもBiz取引通知サービスの申込 (Biz取引通知サービスのサービス提供を受けるサービス指定口座の届け出も含まれます) が可能となります。ウェブサイトからの申込については、お客さまは、サービス管理責任者により取引実行パスワードを使用してBiz取引通知サービスの申込がなされた場合、お客さま本人がBiz取引通知サービスの申込をしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者の取引実行パスワードを使用した申込であることを相当の注意をもって確認して <b>取扱</b> ったうえは使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。
3	第7条 サービス内容または規定の変更	当行はBiz取引通知サービスまたはBiz取引通知サービス規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	当行はBiz取引通知サービスまたはBiz取引通知サービス規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取扱</b> うこととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。</b> かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。



## BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2021年9月13日改定）

### ■ BizSTATION 取引通知XMLサービス利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定) (2018年12月25日制定)	(2018年12月25日制定)
2	第7条 サービス内容または規定の変更	当行はBiz 取引通知XMLサービスまたはBiz 取引通知XML規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	当行はBiz 取引通知XMLサービスまたはBiz 取引通知XML規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取扱う</b> こととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します</b> 。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

### ■ BizSTATION 総合振込XMLサービス利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定) (2018年12月25日制定)	(2018年12月25日制定)
2	第2条 Biz 総合振込XMLサービスの内容	1. Biz 総合振込XMLサービスは以下の機能があります。 (1)お客さまがBizSTATION利用規定第9条で定める「総合振込」取引を当行所定のXML形式のファイルを利用し依頼できる機能。 (2)前号のXML形式のファイルにお客さまが入力された金融EDI情報、受取人法人番号（法人マイナンバー）、振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）、取引明細識別番号（振込依頼人発行）（以下まとめて「金融EDI情報等」といいます。）を、当行から振込先の金融機関 <b>あて</b> に振込通知とともに発信する機能。なお、受取人法人番号（法人マイナンバー）、振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）、取引明細識別番号（振込依頼人発行）は金融EDI 情報が入力されている場合のみ、当行から振込先の金融機関 <b>あて</b> に金融EDI情報とともに発信されます。	1. Biz 総合振込XMLサービスは以下の機能があります。 (1)お客さまがBizSTATION利用規定第9条で定める「総合振込」取引を当行所定のXML形式のファイルを利用し依頼できる機能。 (2)前号のXML形式のファイルにお客さまが入力された金融EDI情報、受取人法人番号（法人マイナンバー）、振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）、取引明細識別番号（振込依頼人発行）（以下まとめて「金融EDI情報等」といいます。）を、当行から振込先の金融機関 <b>宛</b> に振込通知とともに発信する機能。なお、受取人法人番号（法人マイナンバー）、振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）、取引明細識別番号（振込依頼人発行）は金融EDI 情報が入力されている場合のみ、当行から振込先の金融機関 <b>宛</b> に金融EDI情報とともに発信されます。
3	第4条 利用申込・サービスの取止	3. お客さまは、当行所定の方法によりBiz 総合振込XMLサービスを取り止めることができます。ただし、Biz 総合振込XMLサービスの取り止め時までに、Biz 総合振込XMLサービスで依頼した「総合振込」取引の処理が完了していない場合は、当該取引依頼の取消を行なった上でなければ <b>Biz 総合振込XMLサービス</b> の取り止めはできないものとします。	3. お客さまは、当行所定の方法によりBiz 総合振込XMLサービスを取り止めることができます。ただし、Biz 総合振込XMLサービスの取り止め時までに、Biz 総合振込XMLサービスで依頼した「総合振込」取引の処理が完了していない場合は、当該取引依頼の取消を行なった上でなければ <b>総合振込XMLサービス</b> の取り止めはできないものとします。
4	第8条 サービス内容または規定の変更	当行はBiz 総合振込XMLサービスまたはBiz 総合振込XML規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	当行はBiz 総合振込XMLサービスまたはBiz 総合振込XML規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します</b> 。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

### ■ BizSTATION 口座振替サービス利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2014年4月1日最終改定)
2	第6条 取引の依頼	3. 当行は、Biz 口座振替サービスによる引落、変更または取消依頼取引の権限を付与された登録利用者による取引依頼であることを相応の注意をもって確認して <b>取り扱った</b> うちは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、その為に生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により引落取引依頼の処理を行わなかった場合でも、当該取引の処理を行わなかったことによる生じた損害については、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。	3. 当行は、Biz 口座振替サービスによる引落、変更または取消依頼取引の権限を付与された登録利用者による取引依頼であることを相応の注意をもって確認して <b>取扱った</b> うちは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、その為に生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により引落取引依頼の処理を行わなかった場合でも、当該取引の処理を行わなかったことによる生じた損害については、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
3	第7条 口座振替引落結果	2. 他の媒体で依頼した口座振替の引落結果はBiz 口座振替サービスでは確認できません。	2. <b>MT、FD、MO 等</b> 、他の媒体で依頼した口座振替の引落結果はBiz 口座振替サービスでは確認できません。
4	第9条 サービス内容または規定の変更	当行はBiz 口座振替サービスまたはBiz 口座振替規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	当行はBiz 口座振替サービスまたはBiz 口座振替規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取扱う</b> こととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します</b> 。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

### ■ BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定) (2009年8月3日制定)	(2009年8月3日制定)
2	第1条 事務の委託	委託者（収納企業）であるお客さまによる収納事務 <b>取り扱い</b> の委託は、BizSTATION 口座振替サービス利用規定（以下「Biz 口座振替規定」といいます。）第5条に基づき行なうものとします。	委託者（収納企業）であるお客さまによる収納事務 <b>取扱</b> いの委託は、BizSTATION 口座振替サービス利用規定（以下「Biz 口座振替規定」といいます。）第5条に基づき行なうものとします。
3	第8条 手数料	口座振替収納の事務 <b>取り扱い</b> にあたっては、当行は、Biz 口座振替規定の第3条に定めたものとは別に当行所定の手数料をいただきます。なお、この場合、各預金規定にかかわらず、小切手の振出、または通帳および払戻請求書の提出を省略し、当行所定の日に別途お届けいただいた指定の預金口座から自動的に引落します。	口座振替収納の事務 <b>取扱</b> いにあたっては、当行は、Biz 口座振替規定の第3条に定めたものとは別に当行所定の手数料をいただきます。なお、この場合、各預金規定にかかわらず、小切手の振出、または通帳および払戻請求書の提出を省略し、当行所定の日に別途お届けいただいた指定の預金口座から自動的に引落します。
4	第9条 届出事項の変更等	収納事務 <b>取り扱い</b> の委託内容に変更等がある場合または解約する場合には、委託者（収納企業）であるお客さまは、当行所定の方法により届け出るものとします。	収納事務 <b>取扱</b> いの委託内容に変更等がある場合または解約する場合には、委託者（収納企業）であるお客さまは、当行所定の方法により届け出るものとします。

## BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2021年9月13日改定）

### ■ BizSTATION 振込入金メール通知サービス利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2014年4月1日最終改定)
2	第1条 BizSTATION 振込入金 メール通知サービス およびBizSTATION 振 込入金メール通知 サービス利用規定	1. BizSTATION 振込入金メール通知サービス（以下「Biz振込入金メール通知サービス」といいます。）とは、お客さまの指定するメールアドレス <b>あて</b> に、お客さまがBizSTATIONにて当行 <b>あて</b> に届け出た代表口座およびサービス指定口座に振込入金があったことを電子メールにてお知らせする第2条に定めるメニューを提供するサービスのことをいいます。	1. BizSTATION 振込入金メール通知サービス（以下「Biz振込入金メール通知サービス」といいます。）とは、お客さまの指定するメールアドレス <b>宛</b> に、お客さまがBizSTATIONにて当行 <b>宛</b> に届け出た代表口座およびサービス指定口座に振込入金があったことを電子メールにてお知らせする第2条に定めるメニューを提供するサービスのことをいいます。
3	第2条 Biz振込入金メール通 知サービスの内容	1. Biz振込入金メール通知サービスには、以下3種類のメニューがあります。 ①通知条件登録：登録されている権限の内容に応じて、当行にお届いただいた代表口座およびサービス指定口座に振込入金が発生した場合の電子メール通知条件を登録できます。 ②振込入金通知：登録されている通知条件に従い、お客さまの指定するメールアドレス <b>あて</b> に、お客さまがBizSTATIONにて当行 <b>あて</b> に届け出た代表口座およびサービス指定口座に振込入金があったことを電子メールにてお知らせいたします。 ③通知履歴照会：登録されている権限の内容に応じて、振込入金通知メールの履歴および振込入金明細が照会できます。	1. Biz振込入金メール通知サービスには、以下3種類のメニューがあります。 ①通知条件登録：登録されている権限の内容に応じて、当行にお届いただいた代表口座およびサービス指定口座に振込入金が発生した場合の電子メール通知条件を登録できます。 ②振込入金通知：登録されている通知条件に従い、お客さまの指定するメールアドレス <b>宛</b> に、お客さまがBizSTATIONにて当行 <b>宛</b> に届け出た代表口座およびサービス指定口座に振込入金があったことを電子メールにてお知らせいたします。 ③通知履歴照会：登録されている権限の内容に応じて、振込入金通知メールの履歴および振込入金明細が照会できます。
4	第4条 利用申込・サービス の取止め	2. <b>すでに</b> BizSTATIONを契約されているお客さまは、BizSTATIONのウェブサイトからもBiz振込入金メール通知サービスの申込が可能となります。ウェブサイトからの申込については、お客さまは、サービス管理責任者が取引実行パスワードを使用してBiz振込入金メール通知サービスの申込がなされた場合、お客さま本人がBiz振込入金メール通知サービスの申込をしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者の取引実行パスワードを使用した申込であることを相当の注意をもって確認して <b>取り扱った</b> うえは使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。	2. <b>既に</b> BizSTATIONを契約されているお客さまは、BizSTATIONのウェブサイトからもBiz振込入金メール通知サービスの申込が可能となります。ウェブサイトからの申込については、お客さまは、サービス管理責任者が取引実行パスワードを使用してBiz振込入金メール通知サービスの申込がなされた場合、お客さま本人がBiz振込入金メール通知サービスの申込をしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者の取引実行パスワードを使用した申込であることを相当の注意をもって確認して <b>取扱った</b> うえは使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。
5	第6条 メールアドレスの管 理等	2. お客さまは、お客さまが指定した登録利用者がメールアドレスの利用を終了した場合またはかかるメールアドレスの使用権限を喪失した場合には、以降かかるメールアドレス <b>あて</b> に電子メールのお知らせがなされなくなるように、速やかにかかるメールアドレスその他の通知条件等の登録を、当行所定の手続きにより変更するものとします。	2. お客さまは、お客さまが指定した登録利用者がメールアドレスの利用を終了した場合またはかかるメールアドレスの使用権限を喪失した場合には、以降かかるメールアドレス <b>宛て</b> に電子メールのお知らせがなされなくなるように、速やかにかかるメールアドレスその他の通知条件等の登録を、当行所定の手続きにより変更するものとします。
6	第11条 サービス内容または 規定の変更	当行はBiz振込入金メール通知サービスまたはBiz振込入金メール通知規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	当行はBiz振込入金メール通知サービスまたはBiz振込入金メール通知規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取扱う</b> こととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。</b> かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

### ■ BizSTATION APIサービス利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2018年4月26日最終改定)
2	第7条 その他免責事項	1. 当行は、外部サービス会社が提供するサービスに関し <b>Biz API</b> サービスとの連携が常時適切に行われること、お客さまの利用目的に適合すること、正確性、適格性、信頼性、適時性を有することの保証を行うものではありません。また、外部サービス会社のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、外部サービス会社の知的財産権その他の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。	1. 当行は、外部サービス会社が提供するサービスに関しAPIサービスとの連携が常時適切に行われること、お客さまの利用目的に適合すること、正確性、適格性、信頼性、適時性を有することの保証を行うものではありません。また、外部サービス会社のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、外部サービス会社の知的財産権その他の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。
3	第9条 サービス内容または 規定の変更	当行は、Biz APIサービスまたはBiz API規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	当行は、Biz APIサービスまたはBiz API規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。</b> かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

## BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2021年9月13日改定）

### ■ BizSTATION 外為サービス利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2019年8月11日最終改定)
2	第2条 Biz外為サービスの内 容	Biz外為サービスとは、BizSTATIONにて提供する以下の7種類のサービスのことをいいます。 ①仕向送金サービス（第8条に定めます。） ②被仕向送金サービス（第9条に定めます。） ③輸出ドキュメンタリーサービス（第10条に定めます。） ④輸入ドキュメンタリーサービス（第11条に定めます。） ⑤外貨預金サービス（第12条に定めます。） ⑥外為利息手数料一覧サービス（第13条に定めます。） ⑦外為取引通知サービス（第14条に定めます。）	Biz外為サービスとは、BizSTATIONにて提供する以下の6種類のサービスのことをいいます。 ①仕向送金サービス（第8条に定めます。） ②被仕向送金サービス（第9条に定めます。） ③輸出ドキュメンタリーサービス（第10条に定めます。） ④輸入ドキュメンタリーサービス（第11条に定めます。） ⑤外貨預金サービス（第12条に定めます。） ⑥外為取引明細通知サービス（第13条に定めます。）
3	第4条 利用申込・サービス の取止め	2. <b>すでに</b> BizSTATIONを契約されているお客さまは、Biz外為サービスの当行所定の一部サービスを除き、BizSTATIONのウェブサイトからもBiz外為サービスの申込が可能です。ウェブサイトからの申込については、お客さまは、サービス管理責任者により取引実行パスワードを使用してBiz外為サービスの申込がなされた場合、お客さま本人がBiz外為サービスの申込をしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者の取引実行パスワードを使用した申込であることを相当の注意をもって確認して <b>取り扱った</b> うえは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。	2. <b>既に</b> BizSTATIONを契約されているお客さまは、Biz外為サービスの当行所定の一部サービスを除き、BizSTATIONのウェブサイトからもBiz外為サービスの申込が可能です。ウェブサイトからの申込については、お客さまは、サービス管理責任者により取引実行パスワードを使用してBiz外為サービスの申込がなされた場合、お客さま本人がBiz外為サービスの申込をしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者の取引実行パスワードを使用した申込であることを相当の注意をもって確認して <b>取扱った</b> うえは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。
4	第4条 利用申込・サービス の取止め	4. Biz外為サービスはBizSTATIONの契約数にかかわらず、同一のお客さまによる複数の申込・利用ができません。 <b>すでに</b> Biz外為サービスを利用中のお客さまから別途Biz外為サービスの利用申込があった場合、当行は申込書に不備があったものとみなします。また、 <b>すでに</b> Biz外為サービスを利用しているお客さまがウェブサイトからBiz外為サービスを申込された場合、当該申込はなかったものとみなします。	4. Biz外為サービスはBizSTATIONの契約数にかかわらず、同一のお客さまによる複数の申込・利用ができません。 <b>既に</b> Biz外為サービスを利用中のお客さまから別途Biz外為サービスの利用申込があった場合、当行は申込書に不備があったものとみなします。また、 <b>既に</b> Biz外為サービスを利用しているお客さまがウェブサイトからBiz外為サービスを申込された場合、当該申込はなかったものとみなします。
5	第4条 利用申込・サービス の取止め	5. Biz外為サービスの申し込みについては、当行審査手続等独自の判断により承諾しない場合、または、ご利用いただけるサービスを制限して承諾する場合があります。 <b>なお</b> 、第2条第④号のサービスの開始は、当行所定の審査手続を経て、「外国為替取引約定書」または「信用状取引約定書」、および「銀行取引約定書」を当行あてに差し入れ、または当行との間で合意した後となります。	5. Biz外為サービスの申し込みについては、当行審査手続等独自の判断により承諾しない場合、または、ご利用いただけるサービスを制限して承諾する場合があります。 <b>尚</b> 、第2条第④号のサービスの開始は、当行所定の審査手続を経て、「外国為替取引約定書」または「信用状取引約定書」、および「銀行取引約定書」を当行あてに差し入れ、または当行との間で合意した後となります。
6	第4条 利用申込・サービス の取止め	7. お客さまは、当行所定の方法により第2条第①号から <b>第⑦号</b> までのサービスのいずれか一つ以上またはすべてを取止めることができます。ただし、Biz外為サービスを中止する時までに処理が完了していない仕向送金の依頼がある場合は、当該依頼の取消を行ったうえでなければ第2条第①号のサービスを取止めることはできないものとします。また、輸入手形決済指図（以下に定義されます。）についても、Biz外為サービスを取止める時までに処理が完了していない輸入手形決済指図（L/Cなし）の依頼がある場合は、当該依頼の取消を行ったうえでなければ第2条第④号のサービスを取り止めることはできないものとします。 <b>すでに</b> 当行あて依頼済の輸入L/C発行・条件変更依頼・輸入手形決済指図（L/C付）については、発行希望日・決済指定期日（以下に定めます。）前に第2条第④号のサービスを取止めた場合といえども処理をいたします。	7. お客さまは、当行所定の方法により第2条第①号から <b>第⑥号</b> までのサービスのいずれか一つ以上またはすべてを取止めることができます。ただし、Biz外為サービスを中止する時までに処理が完了していない仕向送金の依頼がある場合は、当該依頼の取消を行ったうえでなければ第2条第①号のサービスを取止めることはできないものとします。また、輸入手形決済指図（以下に定義されます。）についても、Biz外為サービスを取止める時までに処理が完了していない輸入手形決済指図（L/Cなし）の依頼がある場合は、当該依頼の取消を行ったうえでなければ第2条第④号のサービスを取り止めることはできないものとします。 <b>既に</b> 当行あて依頼済の輸入L/C発行・条件変更依頼・輸入手形決済指図（L/C付）については、発行希望日・決済指定期日（以下に定めます。）前に第2条第④号のサービスを取止めた場合といえども処理をいたします。
7	第6条 取引の依頼	4. 当行は、Biz外為サービスによる外国為替取引の権限を付与された登録利用者による外国為替取引依頼であることを相応の注意をもって確認して <b>取り扱った</b> うえは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により外国為替取引依頼の処理を行わなかった場合でも、当該外国為替取引の処理を行わなかったことによる生じた損害については、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。	4. 当行は、Biz外為サービスによる外国為替取引の権限を付与された登録利用者による外国為替取引依頼であることを相応の注意をもって確認して <b>取扱った</b> うえは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により外国為替取引依頼の処理を行わなかった場合でも、当該外国為替取引の処理を行わなかったことによる生じた損害については、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
8	第8条 仕向送金サービス 1. サービス内容	(1)仕向送金サービスとは、BizSTATIONにて当行（ただし当行所定の本支店等に限ります）あてに依頼された外国送金（以下「外国送金依頼」といいます。）に基づき外国送金取引を行うサービス、およびこれに付随する取引状況照会・計算明細照会・取引実行明細照会・送金先事前登録・送金取消依頼等のサービスをいいます。外国送金の送金代り金引落とし口座は、代表口座およびサービス指定口座に限ります。	(1)仕向送金サービスとは、BizSTATIONにて当行（ただし当行所定の本支店等に限ります）あてに依頼された外国送金（以下「外国送金依頼」といいます。）に基づき外国送金取引を行うサービス、およびこれに付随する取引状況照会・計算明細照会・取引実行明細照会・送金先事前登録・送金取消依頼等のサービスをいいます。外国送金の送金代り金引落とし口座は、代表口座およびサービス指定口座に限ります。
9	第8条 仕向送金サービス	4. 当行判断による <b>取り扱い</b>	4. 当行判断による <b>取扱扱い</b>
10	第8条 仕向送金サービス 4. 当行判断による 取り扱い	(1)当行所定の期限内に外国送金依頼を行っても、送金される通貨等によっては送金指定期日に <b>取り扱い</b> できない場合があります。この場合は、送金指定期日を送金指定期日以降の当行が処理可能な日付に当行にて読替のうえ処理するものとします。	(1)当行所定の期限内に外国送金依頼を行っても、送金される通貨等によっては送金指定期日に <b>取扱扱い</b> できない場合があります。この場合は、送金指定期日を送金指定期日以降の当行が処理可能な日付に当行にて読替のうえ処理するものとします。
11	第8条 仕向送金サービス 5. 外国送金依頼の 内容変更・取消依頼	(1)お客さまは、BizSTATIONにて <b>すでに</b> 依頼を行った外国送金依頼につき、当行所定の期限内に、BizSTATIONにより取消の依頼を行うことができます。ただし、相場区分にSPOTを指定した送金の取消依頼を行う場合、手数料が発生する可能性があります。	(1)お客さまは、BizSTATIONにて <b>既に</b> 依頼を行った外国送金依頼につき、当行所定の期限内に、BizSTATIONにより取消の依頼を行うことができます。ただし、相場区分にSPOTを指定した送金の取消依頼を行う場合、手数料が発生する可能性があります。
12	第8条 仕向送金サービス 5. 外国送金依頼の 内容変更・取消依頼	(3)ファクシミリを使用して外国送金の内容変更・取消の依頼書を提出する場合、お客さまは当行所定の期限内に事前に当行あてに電話連絡するものとします。当行は受信した依頼書上の、印影または署名を、代表口座の印影または署名あるいは外国為替取引用として <b>すでに</b> 当行あて届出済みの印影または署名と照合します。	(3)ファクシミリを使用して外国送金の内容変更・取消の依頼書を提出する場合、お客さまは当行所定の期限内に事前に当行あてに電話連絡するものとします。当行は受信した依頼書上の、印影または署名を、代表口座の印影または署名あるいは外国為替取引用として <b>既に</b> 当行あて届出済みの印影または署名と照合します。



BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2021年9月13日改定）

項番	掲載箇所	改定後	改定前
13	第8条 仕向送金サービス 5. 外国送金依頼の 内容変更・取消依頼	(4) 当行が依頼書上の印影または署名につき相応の注意をもって照合し、相違ないものと認め <b>取り扱った</b> 場合には、依頼書に偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	(4) 当行が依頼書上の印影または署名につき相応の注意をもって照合し、相違ないものと認め <b>取扱った</b> 場合には、依頼書に偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
14	第8条 仕向送金サービス 5. 外国送金依頼の 内容変更・取消依頼	(条項削除)	(5) <u>お客さまがBizSTATIONにて既に依頼を行った外国送金依頼につき、BizSTATIONによるか否かを問わず、当行所定の時限以降に取消の依頼を行い、その他残高不足等により送金指定日に外国送金代り金の引落しが行われなかった場合において、当行が外国送金依頼を実行するために必要な準備行為をした場合には、お客さまは、かかる準備行為により発生した手数料、費用、外国送金の通貨の売買等の清算に関して当行が被った為替差損相当額、その他の当行に生じた損害を当行に対して支払うものとします。</u>
15	第8条 仕向送金サービス	<u>6. 外国送金依頼の取消依頼等に伴う為替差損額および手数料等の負担</u> お客さまがBizSTATIONにてすでに依頼を行った外国送金依頼のうち、相場区分にSPOTを指定した外国送金依頼を、送金指定日前営業日の当行所定の時限以降または送金指定日当日に、お客さまからのご依頼でご依頼方法に関わらず取り消す場合、またはお客さまの口座残高不足等により外国送金代り金の引落しが行えなかった場合、外国送金を実行しないことに加えて、当行はお客さまの外国送金依頼に基づいて外国為替市場から購入した外貨額を外国為替市場で売却することになります。かかる購入した外貨額の売却に伴い生じる為替差損額は、全額お客さまにご負担いただきます。なお、相場区分に関わらず、当行所定の手数料、その他の当行に生じる損害につきましてもお客さまが当行に対して支払うものとします。	(条項追加)
16	第8条 仕向送金サービス	<u>7. 許可等の取り扱い</u>	<u>6. 許可等の取り扱い</u>
17	第8条 仕向送金サービス 7. 許可等の取り扱 い	(3) 前2号の定めに反した場合、外国送金依頼はお客さまにより取消されたものとし、当行はこれを <b>取り扱</b> いません。	(3) 前2号の定めに反した場合、外国送金依頼はお客さまにより取消されたものとし、当行はこれを <b>取扱</b> いません。
18	第8条 仕向送金サービス 7. 許可等の取り扱 い	(4) お客さまが外為法等の各種法令において、当局 <b>あて</b> に支払又は支払の受領に関する報告書（以下「支払等報告」といいます。）等の書類を提出する必要がある場合、お客さまは当行所定の期間内に当行 <b>あて</b> に必要書類を提出し、またはお客さまにおいて各種法令に従いオンラインシステム等を通じて当局 <b>あて</b> に支払等報告を提出するものとします。仕向送金サービスの照会画面等を通じて支払等報告を作成し、当行を経由せずに当局 <b>あて</b> に報告を行う場合、お客さま自らの判断と責任において、当行のシステムとは別の日本銀行のシステム等を介して報告を行うものとします。Biz外為サービス上で当局 <b>あて</b> の報告要否を示している場合においても、かかる表示は参考情報として記載しているものに過ぎず、報告を要するものにつき報告必要と示されず、または報告を要しないものにつき報告不要と示されることがあります。支払等報告の作成および提出につきましては、お客さまの判断と責任において、最新の外為法等の各種法令に従い行うものとします。当行は、お客さまが必要な支払等報告を当局 <b>あて</b> に行わなかったことその他かかる報告の不備等について、一切責任を負いません。	(4) お客さまが外為法等の各種法令において、当局 <b>宛</b> に支払又は支払の受領に関する報告書（以下「支払等報告」といいます。）等の書類を提出する必要がある場合、お客さまは当行所定の期間内に当行 <b>宛</b> に必要書類を提出し、またはお客さまにおいて各種法令に従いオンラインシステム等を通じて当局 <b>宛</b> に支払等報告を提出するものとします。仕向送金サービスの照会画面等を通じて支払等報告を作成し、当行を経由せずに当局 <b>宛</b> に報告を行う場合、お客さま自らの判断と責任において、当行のシステムとは別の日本銀行のシステム等を介して報告を行うものとします。Biz外為サービス上で当局 <b>宛</b> の報告要否を示している場合においても、かかる表示は参考情報として記載しているものに過ぎず、報告を要するものにつき報告必要と示されず、または報告を要しないものにつき報告不要と示されることがあります。支払等報告の作成および提出につきましては、お客さまの判断と責任において、最新の外為法等の各種法令に従い行うものとします。当行は、お客さまが必要な支払等報告を当局 <b>宛</b> に行わなかったことその他かかる報告の不備等について、一切責任を負いません。
19	第9条 被仕向送金サービス 1. サービス内容	被仕向送金サービスとは、お客さま <b>あて</b> の外国送金が当行（ただし当行所定の本店等に限り）に到着した旨をあらかじめお客さまがBizSTATIONの利用者登録メニューで設定頂いたメールアドレスに通知するサービス、当該外国送金（以下「被仕向送金」といいます。）の明細を提供するサービス、BizSTATIONにて被仕向送金について当行 <b>あて</b> に依頼された入金指図（以下「被仕向送金入金指図」といいます。）に基づき入金処理を行うサービス、およびこれに付随する計算明細照会等のサービスをいいます。	被仕向送金サービスとは、お客さま <b>宛</b> の外国送金が当行（ただし当行所定の本店等に限り）に到着した旨をあらかじめお客さまがBizSTATIONの利用者登録メニューで設定頂いたメールアドレスに通知するサービス、当該外国送金（以下「被仕向送金」といいます。）の明細を提供するサービス、BizSTATIONにて被仕向送金について当行 <b>宛</b> に依頼された入金指図（以下「被仕向送金入金指図」といいます。）に基づき入金処理を行うサービス、およびこれに付随する計算明細照会等のサービスをいいます。
20	第9条 被仕向送金サービス	5. 当行判断による <b>取り扱</b> い	5. 当行判断による <b>取扱</b> い
21	第9条 被仕向送金サービス	6. 複数の入金指図を受付けた場合の <b>取り扱</b> い	6. 複数の入金指図を受付けた場合の <b>取扱</b> い
22	第9条 被仕向送金サービス	7. 公表相場停止時の <b>取り扱</b> い	7. 公表相場停止時の <b>取扱</b> い
23	第9条 被仕向送金サービス 9. 必要書類の提出	お客さまが外為法等の各種法令において、当局 <b>あて</b> に支払等報告等の書類を提出する必要がある場合、お客さまは当行所定の期間内に当行 <b>あて</b> に必要書類を提出し、またはお客さまにおいて各種法令に従いオンラインシステム等を通じて当局 <b>あて</b> に支払等報告を提出するものとします。被仕向送金サービスの照会画面等を通じて支払等報告を作成し、当行を経由せずに当局 <b>あて</b> に報告を行う場合、お客さま自らの判断と責任において、当行のシステムとは別の日本銀行のシステム等を介して報告を行うものとします。Biz外為サービス上で当局 <b>あて</b> の報告要否を示している場合においても、かかる表示は参考情報として記載しているものに過ぎず、報告を要するものにつき報告必要と示されず、または報告を要しないものにつき報告不要と示されることがあります。支払等報告の作成および提出につきましては、お客さまの判断と責任において、最新の外為法等の各種法令に従い行うものとします。当行は、お客さまが必要な支払等報告を当局 <b>あて</b> に行わなかったことその他かかる報告の不備等について、一切責任を負いません。	お客さまが外為法等の各種法令において、当局 <b>宛</b> に支払等報告等の書類を提出する必要がある場合、お客さまは当行所定の期間内に当行 <b>宛</b> に必要書類を提出し、またはお客さまにおいて各種法令に従いオンラインシステム等を通じて当局 <b>宛</b> に支払等報告を提出するものとします。被仕向送金サービスの照会画面等を通じて支払等報告を作成し、当行を経由せずに当局 <b>宛</b> に報告を行う場合、お客さま自らの判断と責任において、当行のシステムとは別の日本銀行のシステム等を介して報告を行うものとします。Biz外為サービス上で当局 <b>宛</b> の報告要否を示している場合においても、かかる表示は参考情報として記載しているものに過ぎず、報告を要するものにつき報告必要と示されず、または報告を要しないものにつき報告不要と示されることがあります。支払等報告の作成および提出につきましては、お客さまの判断と責任において、最新の外為法等の各種法令に従い行うものとします。当行は、お客さまが必要な支払等報告を当局 <b>宛</b> に行わなかったことその他かかる報告の不備等について、一切責任を負いません。

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2021年9月13日改定）

項番	掲載箇所	改定後	改定前
24	第9条 被仕向送金サービス	10. 外国送金に不備がある場合の <b>取り扱い</b>	10. 外国送金に不備がある場合の <b>取扱い</b>
25	第10条 輸出ドキュメンタリーサービス 1. サービス内容	輸出ドキュメンタリーサービスとは、(1)お客さまを受益者とするL/C（以下「輸出L/C」といいます。）を当行（ただし当行所定の本支店等に限り）が接受した旨、およびお客さまが当行に買取または取立を依頼した輸出為替手形（お客さまが取立を依頼した輸出為替手形を以下「輸出取立手形」といいます。）に係る状況について、あらかじめお客さまがBizSTATIONの利用者登録メニューで設定頂いたメールアドレスに通知するサービス、(2)当該輸出L/Cカバーレター情報（当行確認有無やコメント要否等）および詳細情報（これらを合わせ、以下「輸出L/C情報」といいます。）を提供するサービス、(3)買取計算明細照会・取立支払計算明細照会・手形経過情報明細照会・手形または小切手の買取取立一覧等のサービス、(4)BizSTATIONにて輸出取立手形について当行 <b>あて</b> に依頼された入金指図・入金予約（かかる入金指図および入金予約を総称し、以下「輸出取立入金」といいます。）に基づき入金処理を行うサービス、ならびに(5)輸出為替買取依頼書、輸出為替取立依頼書、輸出為替手形、ケーブルネゴ依頼書、L/Gネゴ依頼書および貿易書類を含む当行所定の書類の作成を補助するサービスをいいます。輸出取立入金の対象となる口座は、代表口座およびサービス指定口座に限り。	輸出ドキュメンタリーサービスとは、(1)お客さまを受益者とするL/C（以下「輸出L/C」といいます。）を当行（ただし当行所定の本支店等に限り）が接受した旨、およびお客さまが当行に買取または取立を依頼した輸出為替手形（お客さまが取立を依頼した輸出為替手形を以下「輸出取立手形」といいます。）に係る状況について、あらかじめお客さまがBizSTATIONの利用者登録メニューで設定頂いたメールアドレスに通知するサービス、(2)当該輸出L/Cカバーレター情報（当行確認有無やコメント要否等）および詳細情報（これらを合わせ、以下「輸出L/C情報」といいます。）を提供するサービス、(3)買取計算明細照会・取立支払計算明細照会・手形経過情報明細照会・手形または小切手の買取取立一覧等のサービス、(4)BizSTATIONにて輸出取立手形について当行 <b>宛</b> に依頼された入金指図・入金予約（かかる入金指図および入金予約を総称し、以下「輸出取立入金」といいます。）に基づき入金処理を行うサービス、ならびに(5)輸出為替買取依頼書、輸出為替取立依頼書、輸出為替手形、ケーブルネゴ依頼書、L/Gネゴ依頼書および貿易書類を含む当行所定の書類の作成を補助するサービスをいいます。輸出取立入金の対象となる口座は、代表口座およびサービス指定口座に限り。
26	第10条 輸出ドキュメンタリーサービス 5. 輸出取立入金	(6)当行判断による <b>取り扱い</b>	(6)当行判断による <b>取扱い</b>
27	第10条 輸出ドキュメンタリーサービス 5. 輸出取立入金	(7)BizSTATIONで受付けた輸出取立入金の優先 <b>取り扱い</b>	(7)BizSTATIONで受付けた輸出取立入金の優先 <b>取扱い</b>
28	第10条 輸出ドキュメンタリーサービス 5. 輸出取立入金	(8)公表相場停止時の <b>取り扱い</b>	(8)公表相場停止時の <b>取扱い</b>
29	第11条 輸入ドキュメンタリーサービス 1. サービス内容	輸入ドキュメンタリーサービスとは、(1)BizSTATIONにて当行 <b>あて</b> になされた輸入L/C発行依頼または条件変更依頼に基づき、輸入L/C発行または輸入L/C条件変更を行うサービス、BizSTATIONにて当行 <b>あて</b> になされた輸入手形の決済指図（以下「輸入手形決済指図」といいます。）に基づき、輸入手形の決済処理（ユーザンス条件の輸入手形に関する決済処理を含みます。）を行うサービス、(2)これらに付随する取引状況照会・残高照会・船積書類到着案内照会・決済計算明細照会・輸入L/C事前登録等のサービス、ならびに(3)「輸入担保差入および担保荷物保管証」、「輸入荷為替付帯荷物の引取保証依頼書（海上貨物）」または「引渡依頼書（航空貨物/郵便小包用）」、約束手形および船積書類受領書その他当行所定の書類の作成を補助するサービスをいいます。	輸入ドキュメンタリーサービスとは、(1)BizSTATIONにて当行 <b>宛</b> になされた輸入L/C発行依頼または条件変更依頼に基づき、輸入L/C発行または輸入L/C条件変更を行うサービス、BizSTATIONにて当行 <b>宛</b> になされた輸入手形の決済指図（以下「輸入手形決済指図」といいます。）に基づき、輸入手形の決済処理（ユーザンス条件の輸入手形に関する決済処理を含みます。）を行うサービス、(2)これらに付随する取引状況照会・残高照会・船積書類到着案内照会・決済計算明細照会・輸入L/C事前登録等のサービス、ならびに(3)「輸入担保差入および担保荷物保管証」、「輸入荷為替付帯荷物の引取保証依頼書（海上貨物）」または「引渡依頼書（航空貨物/郵便小包用）」、約束手形および船積書類受領書その他当行所定の書類の作成を補助するサービスをいいます。
30	第11条 輸入ドキュメンタリーサービス	3. 当行判断による <b>取り扱い</b>	3. 当行判断による <b>取扱い</b>
31	第11条 輸入ドキュメンタリーサービス 3. 当行判断による取り扱い	(1)当行所定の期限内に輸入L/C発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図を行っても、以下の場合には発行希望日、決済指図日に処理できない、または全く処理できない場合があります。 ①輸入L/C発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図の内容に瑕疵がある場合 ②決済指図日が海外休日の場合等、決済通貨等によっては、決済指図日を当行が処理可能な日付に当行にて読替のうえ処理するものとします。 ③当行が審査手続等独自の判断を別途行う必要がある場合。当行はかかる判断の結果を通知する義務を負いません。	(1)当行所定の期限内に輸入L/C発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図を行っても、以下の場合には発行希望日、決済指図日に処理できない、または全く処理できない場合があります。 ①輸入L/C発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図の内容に瑕疵がある場合 ②決済指図日が海外休日の場合等、決済通貨等によっては、決済指図日に <b>取扱い</b> できない場合があります。この場合は、決済指図日を当行が処理可能な日付に当行にて読替のうえ処理するものとします。 ③当行が審査手続等独自の判断を別途行う必要がある場合。当行はかかる判断の結果を通知する義務を負いません。
32	第11条 輸入ドキュメンタリーサービス	5. 公表相場停止時の <b>取り扱い</b>	5. 公表相場停止時の <b>取扱い</b>
33	第11条 輸入ドキュメンタリーサービス	6. 「輸入担保差入および担保荷物保管証」または「輸入荷為替付帯荷物の引取保証依頼書（海上貨物）」または「引渡依頼書（航空貨物/郵便小包用）」の利用条件BizSTATIONで作成した「輸入担保差入および担保荷物保管証」または「輸入荷為替付帯荷物の引取保証依頼書（海上貨物）」または「引渡依頼書（航空貨物/郵便小包用）」を利用可能なお客さまは、以下のどちらかのお客さまに限られるものとします。 ①あらかじめ当行 <b>あて</b> に「輸入担保荷物に関する約定書」をご提出頂いたお客さま ②あらかじめ当行 <b>あて</b> に「輸入担保荷物保管に関する約定書」をご提出頂いたお客さま	6. 「輸入担保差入および担保荷物保管証」または「輸入荷為替付帯荷物の引取保証依頼書（海上貨物）」または「引渡依頼書（航空貨物/郵便小包用）」の利用条件BizSTATIONで作成した「輸入担保差入および担保荷物保管証」または「輸入荷為替付帯荷物の引取保証依頼書（海上貨物）」または「引渡依頼書（航空貨物/郵便小包用）」を利用可能なお客さまは、以下のどちらかのお客さまに限られるものとします。 ①あらかじめ当行 <b>宛</b> に「輸入担保荷物に関する約定書」をご提出頂いたお客さま ②あらかじめ当行 <b>宛</b> に「輸入担保荷物保管に関する約定書」をご提出頂いたお客さま
34	第11条 輸入ドキュメンタリーサービス 8. 取引の依頼の内容変更・取消依頼	(2)ファクシミリを使用して（CAMS/Biz/U-LINE）輸入L/C発行・条件変更の内容変更・取消の依頼書、（BizSTATION）輸入手形決済指図の内容変更・取消の依頼書を提出する場合、お客さまは事前に当行あてに電話連絡するものとします。当行は受信した依頼書上の、印影または署名を、代表口座の印影または署名あるいは外国為替取引用として <b>すでに</b> 当行あて届出済みの印影または署名と照合します。	(2)ファクシミリを使用して（CAMS/Biz/U-LINE）輸入L/C発行・条件変更の内容変更・取消の依頼書、（BizSTATION）輸入手形決済指図の内容変更・取消の依頼書を提出する場合、お客さまは事前に当行あてに電話連絡するものとします。当行は受信した依頼書上の、印影または署名を、代表口座の印影または署名あるいは外国為替取引用として <b>既に</b> 当行あて届出済みの印影または署名と照合します。

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2021年9月13日改定）

項番	掲載箇所	改定後	改定前
35	第11条 輸入ドキュメンタ リーサービス 8. 取引の依頼の内 容変更・取消依頼	(3) 当行が（CAMS/Biz/U-LINE）輸入信用状発行依頼等（受付）内容変更・取消依頼書、（BizSTATION）輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書につき受信した印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め <b>取り扱</b> いましたうえは、その（CAMS/Biz/U-LINE）輸入信用状発行依頼等（受付）内容変更・取消依頼書、（BizSTATION）輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書に偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	(3) 当行が（CAMS/Biz/U-LINE）輸入信用状発行依頼等（受付）内容変更・取消依頼書、（BizSTATION）輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書につき受信した印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め <b>取扱い</b> ましたうえは、その（CAMS/Biz/U-LINE）輸入信用状発行依頼等（受付）内容変更・取消依頼書、（BizSTATION）輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書に偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
36	第11条 輸入ドキュメンタ リーサービス 8. 取引の依頼の内 容変更・取消依頼	(4) <b>すでに</b> 当行にて輸入L/C発行・条件変更を実行済の場合は、輸入L/C条件変更手続等の申込を別途行うものとします。	(4) <b>既に</b> 当行にて輸入L/C発行・条件変更を実行済の場合は、輸入L/C条件変更手続等の申込を別途行うものとします。
37	第11条 輸入ドキュメンタ リーサービス 8. 取引の依頼の内 容変更・取消依頼	(5) <b>すでに</b> 当行が輸入手形決済指図に従った決済を実行済の場合、（BizSTATION）輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書による対外決済の取消は、原則、行えません。通貨などによっては、お客さまにて輸入手形決済指図を行われた後において、（BizSTATION）輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書により輸入手形決済指図の変更・取消が行えない場合があります。	(5) <b>既に</b> 当行が輸入手形決済指図に従った決済を実行済の場合、（BizSTATION）輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書による対外決済の取消は、原則、行えません。通貨などによっては、お客さまにて輸入手形決済指図を行われた後において、（BizSTATION）輸入手形決済指図内容変更・取消依頼書により輸入手形決済指図の変更・取消が行えない場合があります。
38	第11条 輸入ドキュメンタ リーサービス	9. 複数の決済指図を受付けた場合の <b>取り扱</b> い	9. 複数の決済指図を受付けた場合の <b>取扱い</b>
39	第11条 輸入ドキュメンタ リーサービス	10. 許可等の <b>取り扱</b> い お客さまが外為法等の各種法令に基づいて、当局 <b>あて</b> に報告書等の書類を提出する必要がある場合、お客さまは当行所定の期間内に当行 <b>あて</b> に必要な書類を提出するものとします。	10. 許可等の <b>取扱い</b> お客さまが外為法等の各種法令に基づいて、当局 <b>宛</b> に報告書等の書類を提出する必要がある場合、お客さまは当行所定の期間内に当行 <b>宛</b> に必要な書類を提出するものとします。
40	第11条 輸入ドキュメンタ リーサービス 12. 準拠規則	(2) 本規定に定めのない事項については、当行あてに別途差し入れ、または、当行との間で合意した (i) 「外国為替取引約定書」または「信用状取引約定書」の各条項、(ii) 「輸入担保荷物保管に関する約定書」または「輸入担保荷物に関する約定書」、ならびに (iii) 「銀行取引約定書」の各条項に従って <b>取り扱</b> うものとします。	(2) 本規定に定めのない事項については、当行あてに別途差し入れ、または、当行との間で合意した (i) 「外国為替取引約定書」または「信用状取引約定書」の各条項、(ii) 「輸入担保荷物保管に関する約定書」または「輸入担保荷物に関する約定書」、ならびに (iii) 「銀行取引約定書」の各条項に従って <b>取扱い</b> うものとします。
41	第12条 外貨預金サービス 1. サービス内容	(1) 外貨預金サービスとは、BizSTATIONにて当行 <b>あて</b> に依頼された外貨振替（以下「外貨振替依頼」といいます。）に基づき外貨振替取引を行うサービス、およびこれに付随する残高照会・明細照会・取引状況照会等のサービスをいいます。かかる各種照会サービスの対象となる口座は、代表口座およびサービス指定口座に限ります。	(1) 外貨預金サービスとは、BizSTATIONにて当行 <b>宛</b> に依頼された外貨振替（以下「外貨振替依頼」といいます。）に基づき外貨振替取引を行うサービス、およびこれに付随する残高照会・明細照会・取引状況照会等のサービスをいいます。かかる各種照会サービスの対象となる口座は、代表口座およびサービス指定口座に限ります。
42	第12条 外貨預金サービス	5. 当行判断による <b>取り扱</b> い	5. 当行判断による <b>取扱い</b>
43	第12条 外貨預金サービス	6. 公表相場停止時の <b>取り扱</b> い	6. 公表相場停止時の <b>取扱い</b>
44	第13条 外為利息手数料一覧 サービス	第13条 <b>外為利息手数料一覧サービス</b>	第13条 <b>外為取引明細通知サービス</b>
45	第13条 外為利息手数料一覧 サービス	1. サービス内容 <b>外為利息手数料一覧サービス</b> とは、お客さまと当行との間の外国為替取引に関わる利息手数料情報を、Biz 外為サービスにより当行所定の方法にて提供するサービスをいいます。	1. サービス内容 <b>外為取引明細通知サービス</b> とは、お客さまと当行との間の外国為替取引に関わる利息手数料情報を、Biz 外為サービスにより当行所定の方法にて提供するサービスをいいます。
46	第14条 外為取引通知サービ ス	<b>第14条 外為取引通知サービス</b> 1. サービス内容 <b>外為取引通知サービス</b> とは、本サービスを契約されているお客さまが、当行所定の依頼書によりお申し込みいただいた内容に従い、以下のデータを当行所定のフォーマットでダウンロードすることのできるサービスをいいます。 ①外貨預金入出金明細 ②外為取引明細（会計性） ③外為取引明細（非会計性） ④外国為替関連情報 2. サービスの期間等 前項①から④までのデータは、当行所定の期間に限り提供するものとします。 3. 情報の利用目的 当行の公示相場等の外国為替関連情報は、当行を一方の相手方として外国為替取引をいただく場合のご参考値です。 4. 情報の第三者との間でのご利用 当行の公示相場等の外国為替関連情報は当行が相手方とならない第三者とお客さまの間でご利用いただいた場合または外国為替取引以外のお取引でご利用いただいた場合、その結果生じた損害、その他の事象については、当行は責任を負いません。 5. 情報の提供に関する制約 (1) 市場の相場変動が非常に大きい場合、二次相場以降を建値せず、市場連動制に移行させていただく場合があります。この場合には、一次相場がその日に配信させていただく最終の相場となります。 (2) 公示相場等の外国為替関連情報の提供時刻については、市場の変動が非常に大きい場合等、通常よりも遅れる場合があります。	(条項追加)
47	第15条 提供情報	第15条 提供情報	第14条 提供情報



BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2021年9月13日改定）

項番	掲載箇所	改定後	改定前
48	第15条 提供情報	1. Biz 外為サービスの各種照会における情報、 <b>外為利息手数料一覧サービスおよび外為取引通知サービス</b> により提供される情報その他の当行の提供する情報は、お客さまの照会操作時点等の提供時点で当行のシステム上提供可能なものであり、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものではありませんので、お客さまはご利用前に確認するものとします。	1. Biz 外為サービスの各種照会における情報、 <b>外為取引明細通知サービス</b> により提供される情報その他の当行の提供する情報は、お客さまの照会操作時点等の提供時点で当行のシステム上提供可能なものであり、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものではありませんので、お客さまはご利用前に確認するものとします。
49	第15条 提供情報	2. <b>外国為替取引等に内容の変更、提供相場の相違等があった場合</b> 、当行は <b>すでに</b> Biz外為サービスにて提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。最終的な取引内容については、通帳・計算書等により確認してください。	2. <b>外国為替取引等に内容の変更があった場合</b> 、当行は <b>既に</b> Biz外為サービスにて提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。最終的な取引内容については、通帳・計算書等により確認してください。
50	第16条 関係規定の適用・準用	<b>第16条</b> 関係規定の適用・準用	<b>第15条</b> 関係規定の適用・準用
51	第17条 サービス内容または規定の変更	<b>第17条</b> サービス内容または規定の変更	<b>第16条</b> サービス内容または規定の変更
52	第17条 サービス内容または規定の変更	当行はBiz外為サービスまたはBiz外為サービス規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	当行はBiz外為サービスまたはBiz外為サービス規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取扱う</b> こととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。</b> かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
53	第18条 補足	<b>第18条</b> 補則	<b>第17条</b> 補則
54	第19条 補則（その2）	<b>第19条</b> 補則（その2）	<b>第18条</b> 補則（その2）

■ BizSTATION FOREX サービス利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2017年3月13日最終改定)
2	第4条 利用申込・サービスの取止め・諸届	2. Biz FOREXサービスはBizSTATIONの契約数にかかわらず、同一のお客さまによる複数の申込・利用ができません。 <b>すでに</b> Biz FOREXサービスを利用中のお客さまから別途Biz FOREXサービスの利用申込があった場合、当行は申込書に不備があったものとみなし、BizSTATION利用規定の定めにより取り扱います。	2. Biz FOREXサービスはBizSTATIONの契約数にかかわらず、同一のお客さまによる複数の申込・利用ができません。 <b>既に</b> Biz FOREXサービスを利用中のお客さまから別途Biz FOREXサービスの利用申込があった場合、当行は申込書に不備があったものとみなし、BizSTATION利用規定の定めにより取り扱います。
3	第7条 為替予約取引 1. 内容	Biz FOREXサービスの「為替予約取引」とは、お客さまが画面に入力する取引内容（通貨、金額、受渡日等）に基づき、当行がその時点での先物外国為替取引（外国為替取引約定書または先物外国為替取引約定書での定めと同じとします。以下「為替予約」といいます。）の取引可能相場を計算したうえで画面に表示し、これに対しお客さまが画面に表示された取引内容、相場を確認のうえ、当行の指定する方法で締結の意思表示を行うことにより、お客さまと当行との間で為替予約を成立させる取引、第7条の2で規定するリブオーダー取引および第7条の3で規定するスポット押え取引および第7条の4で規定する公表予約取引をいいます。為替予約取引には、 <b>すでに</b> 成立した為替予約の受渡日の変更を同様の方法により成立させる取引（以下「期日変更取引」といいます。）を含みます。	Biz FOREXサービスの「為替予約取引」とは、お客さまが画面に入力する取引内容（通貨、金額、受渡日等）に基づき、当行がその時点での先物外国為替取引（外国為替取引約定書または先物外国為替取引約定書での定めと同じとします。以下「為替予約」といいます。）の取引可能相場を計算したうえで画面に表示し、これに対しお客さまが画面に表示された取引内容、相場を確認のうえ、当行の指定する方法で締結の意思表示を行うことにより、お客さまと当行との間で為替予約を成立させる取引、第7条の2で規定するリブオーダー取引および第7条の3で規定するスポット押え取引および第7条の4で規定する公表予約取引をいいます。為替予約取引には、 <b>既に</b> 成立した為替予約の受渡日の変更を同様の方法により成立させる取引（以下「期日変更取引」といいます。）を含みます。
4	第8条 予約コンファーム 6. 予約コンファームの省略	お客さまは当行所定の書式にて当行 <b>あて</b> に依頼することでBiz FOREXサービスで締結した為替予約・期日変更の予約コンファームを省略できるものとします。なお、予約コンファームの省略は、為替予約・期日変更のいずれの予約コンファームも省略するものであり、お客さまは、為替予約または為替予約の期日変更のいずれかを選択して予約コンファームを省略することはできないものとします。	お客さまは当行所定の書式にて当行 <b>宛</b> に依頼することでBiz FOREXサービスで締結した為替予約・期日変更の予約コンファームを省略できるものとします。なお、予約コンファームの省略は、為替予約・期日変更のいずれの予約コンファームも省略するものであり、お客さまは、為替予約または為替予約の期日変更のいずれかを選択して予約コンファームを省略することはできないものとします。
5	第11条 提供情報	2. 為替予約や関連する外国為替取引、為替相場情報等に内容の変更があった場合、当行は <b>すでに</b> Biz FOREXサービスにて提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。	2. 為替予約や関連する外国為替取引、為替相場情報等に内容の変更があった場合、当行は <b>既に</b> Biz FOREXサービスにて提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。
6	第14条 サービス内容または規定の変更	当行はBiz FOREXサービスまたはBiz FOREX規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	当行はBiz FOREXサービスまたはBiz FOREX規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。</b> かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

■ BizSTATION 電子証明書用ICカード利用規定

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2014年11月6日最終改定)

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2021年9月13日改定）

項番	掲載箇所	改定後	改定前
2	第2条 申込・利用	3. 当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申し込みを承諾するときは、利用申込者にICカードおよびICカードリーダードライタを送付します。提出された申込書に不備があった場合には、あらためて申込書の提出をお願いすることがありますが、当初提出された不備申込書につきましては、当行の判断により、 <b>届出住所（代表口座として届け出た口座の登録住所をいいます。）</b> への返送・廃棄その他適宜の処理をさせていただきますことがあります。また、当行所定の申込書用紙に加えられた一切の追加、削除および修正等は無効とし、当行はかかる修正等がないものとして扱います。	3. 当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申し込みを承諾するときは、利用申込者にICカードおよびICカードリーダードライタを送付します。提出された申込書に不備があった場合には、あらためて申込書の提出をお願いすることがありますが、当初提出された不備申込書につきましては、当行の判断により、 <b>届出住所</b> への返送・廃棄その他適宜の処理をさせていただきますことがあります。また、当行所定の申込書用紙に加えられた一切の追加、削除および修正等は無効とし、当行はかかる修正等がないものとして扱います。
3	第7条 ICカードの仕様およびICカード規定の変更	当行はICカードおよびICカードリーダードライタの仕様ならびにICカード規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。	当行はICカードおよびICカードリーダードライタの仕様ならびにICカード規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものと <b>し</b> 、変更日以降は変更後の内容に従い <b>取扱う</b> こととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。</b> かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

■ BizSTATION Light 利用規定 改定内容

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2021年9月13日最終改定)	(2019年9月15日最終改定)
2	第3条 利用申込等	3. Biz Lightは、同一のお客さまによる複数の申込・利用ができません。 <b>すでに</b> Biz Lightを利用中のお客さまから別途Biz Lightの利用申込があった場合、当行は申込書に不備があったものとみなし、Biz規定の定めにより取り扱います。	3. Biz Lightは、同一のお客さまによる複数の申込・利用ができません。 <b>既に</b> Biz Lightを利用中のお客さまから別途Biz Lightの利用申込があった場合、当行は申込書に不備があったものとみなし、Biz規定の定めにより取り扱います。
3	第3条 利用申込等	6. Biz Lightの利用を申込される以前に別途 <b>すでに</b> Biz Lightに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第2条第3項の規定の適用を目的にしたと思われる解約、Biz規定第2条第4項にて規定する行為に準ずる行為等、不正の目的にてBiz Lightを利用した事実が認められる場合には、当行はBiz Lightの利用の申込を当該申込が同一代表口座のものであるか否かにかかわらず、承諾しない（または承諾を撤回する）ことができるものとします。	6. Biz Lightの利用を申込される以前に別途 <b>既に</b> Biz Lightに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第2条第3項の規定の適用を目的にしたと思われる解約、Biz規定第2条第4項にて規定する行為に準ずる行為等、不正の目的にてBiz Lightを利用した事実が認められる場合には、当行はBiz Lightの利用の申込を当該申込が同一代表口座のものであるか否かにかかわらず、承諾しない（または承諾を撤回する）ことができるものとします。
4	第8条 BizSTATIONへのステップアップ	2. BizSTATIONへのステップアップは、Biz規定、Biz Light規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、Biz Lightのウェブサイトからも申込むことができます。ウェブサイトからの申込については、お客さまは、サービス管理責任者により取引実行パスワードを使用してBizSTATIONへのステップアップの申込がなされた場合、お客さま本人がBizSTATIONへのステップアップの申込をしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者の取引実行パスワードを使用した申込であることを相当の注意をもって確認して <b>取り扱った</b> うちは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。	2. BizSTATIONへのステップアップは、Biz規定、Biz Light規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、Biz Lightのウェブサイトからも申込むことができます。ウェブサイトからの申込については、お客さまは、サービス管理責任者により取引実行パスワードを使用してBizSTATIONへのステップアップの申込がなされた場合、お客さま本人がBizSTATIONへのステップアップの申込をしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者の取引実行パスワードを使用した申込であることを相当の注意をもって確認して <b>取扱った</b> うちは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。
5	第10条 Biz LightまたはBiz Light規定の変更	当行はBiz LightまたはBiz Light規定の内容を、 <b>事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより</b> 、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取り扱う</b> こととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。	当行はBiz LightまたはBiz Light規定の内容を、 <b>お客さまに事前に通知することなく</b> 何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い <b>取扱う</b> こととします。 <b>かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。</b> かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。